

第7回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年8月2日）全体

事務局

本日、第7回目の熟議ということで、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

月も8月に替わり、今月は前回ご相談させていただきましたけれども、ちょっと回数も増やして、議論をさせていただきたいと思いますので、お忙しいところではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、8月に替わりまして、みなさんもお存知のように、昨日各区の方で新たに区長の方が就任をしております。そういう意味で、区役所を中心に人事の方、大幅に異動がございまして、区役所の方はこれで基本的に、今後の体制が固まったのではないかなと思いますので、今後また、昨日着任されました区長さんを中心に、また事務局の方でも、この選択制の問題も含めて色々意見交換をしていきたいなと思っているところでございます。

それと、またこの熟議に関しまして、この1週間の動きでございますけれども、今日、お手元に色々な書類をお配りしていますが、その書類の中にですね、資料の中に、「大阪市立学校活性化条例」の案文をお配りしているかと思います。これはですね、先週の27日ですか、金曜日に市会の本会議が開会されまして、その本会議におきまして、議決をされた条例文でございます。この条例文1条からございますけれども、この熟議に関係するところで若干ご説明させていただきますと、6ページにですね、第16条という項があるかと思えます。いわゆる指定校、就学校の指定に関する手続きという項が、6ページから7ページの上段にかけてあるかと思えます。この分がですね、実は当初の案から修正をされて、議決をされたという経過になっていまして、ちょっと表現が変わっておりますけれども、最初ですね、規則第32条第1項「保護者の意向を聴取して」とありますが、これが学校選択制に関する項目でございます。この条例を議決するにあたって、その後の1番下段の「及び」以降ですね、同じく規則第33条に規定する、指定した小学校及び中学校を変更することができる場合の要件、これがですね、熟議の中では今後議論の中で項目を入れさせていただいておりますが、指定校の指定外就学、いわゆる指定校緩和のことでございまして、そういう意味で言いますと、この条例におきまして、この「及び」という形ですので、どちらが優先するというものではなく、お互い一緒に議論・整理をするという形で、この条例文でも、見ていただいたらわかりますように、明示がされたところでございます。基本的には、この熟議の中では、これまでみなさま方と意見交換をさせていただきまして、学校選択制ということだけに関わらず、就学制度全般に関してご議論をさせていただいてるところでございますし、また、この指定外就学に関しましても、今日この後、各グループで議論していただきますが、グループによりましたら、こういったところの議論にも今日から入るところもあるかと思えますので、熟議の方向性との条例とは大きく差異はないのかなと思いますけれども、この1週間で、このような動きもございましたので、ご報告だけさせていただきます。

(委員全員で確認)

今日も限られた時間ではございますけども、各グループを中心にこれまでの経緯を含めまして、また議論を進めなければならない課題が残されておりますので、みなさんの積極的な意見交換をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ファシリテーター

それでは、早速ではございますが、お手元の次第に基づきまして、報告事項の 1 について、事務局より説明を受けてまいりたいと思います。説明をお願いします。

事務局

資料 1 「各区の学校教育フォーラム等の主な意見について」の説明

旭区の主な意見等

ファシリテーター

ただいま、事務局より報告がありました内容につきまして、すでに区役所のホームページで公表されているものということでございますので、次の報告事項の 2 に移ってまいりたいと思います。

熟議の各グループの主な意見ということですが、前回第 6 回、2 グループに分かれてから、A グループ・B グループの主な意見ということです。事務局から一括で説明をお願いします。なお、議論の時間をできるだけ長く確保したいと考えておりますので、説明はできるだけ簡潔をお願いします。

事務局

資料 2 「第 6 回熟議『学校選択制』の各グループの主な意見とまとめについて」の説明

ファシリテーター

それでは、ただいま資料 2 で、A・B 各グループの意見をまとめていただきました。

どちらの進め方も良いと思いますので、あくまでお互いのグループでの議論の参考としていただきたいと思います。個別の細かいものはそれぞれのグループで前回の議論を再開し、引き続き議論していただきたいと思います。

続きまして議事の 1 点目、熟議『学校選択制』開催要領の改正について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議事 1 資料 3 「熟議『学校選択制』開催要領」についての説明

ファシリテーター

ただ今の説明につきましては、前回のご意見を踏まえ、一部修正がされたとのことですので、委員のみなさまには事後となりますが、この案でご了承いただきたいと思います、いかがでしょうか。

何かご意見、更にございませんか。

それでは、この件につきましては、以上で終わります。

次の議事としまして、2点目、学校選択制の制度内容についてでございますが、これは、他の都市事例を対象とした、学校選択制の制度内容について議論するための材料として、ファシリテーターから事務局へ依頼し、事務局に作成してもらったものです。各項目につきましては、第1回目の熟議『学校選択制』で資料として出ておりました、検討項目としており、これを材料として、議論をしてまいります。なお、本日お配りしている資料では、一部変更点や追加資料があり、追加資料は、これから指定外就学の許可基準の議論をするにあたって、ファシリテーターから事務局へ依頼し、事務局に作成してもらったものです。内容については、事務局で説明をお願いいたします。

事務局

議事2 資料4 「学校選択制の制度内容等について」についての説明

ファシリテーター

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

ご質問の前に、もしもお手元にあつたらですけれども、この資料4-2の一番上の欄の根拠法令、学校教育法施行令第8条と施行規則第32条、この条文がありましたら、ちょっと読んでみていただけますでしょうか。

事務局

まず、学校教育法施行令第8条でございます。

「市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。」

第5条第2項と言いますのは、

「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しな

ければならない。」

というのが第5条2項でございます。それから、学校選択制の根拠法令としております、学校教育法施行規則第32条でございます。

「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。」

というのが第32条でございます。

ファシリテーター

どうぞ、ご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。

委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、下の文科省が定める弾力化について、これは指定外就学に関して言っているのでしょうか。それとも、選択制についても触れて言っているのでしょうか。

事務局

指定外就学、指定校の変更という制度に関して、認められる理由として文科省が言っている中身でございます。

委員

それから、右側の学校選択制という定義が並べられておりますが、これは一般的にこういう風になると、一般的にこういうケースが多いという趣旨で理解したらよろしゅうございますか。

事務局

今、選択制をどういう制度にしていくのか、現在議論中でございますので、必ずこういう形ということではございませんけれども、他都市の事例から見て、こういうケースが多いというのと、議論の中では、こういう形での議論、意見が多いので、そういった点でまとめておるところでございます。

委員

それから、学校選択制の許可条件のところがなしとかいう風に書いてあって、おやつと思ったんですが、例えばここに基本的にどんな制度を想定するかわかりませんが、隣接制であったりした場合、自由に選べるんだけど、距離による制限が付くよとか、そうい

った様々な制限をですね、入れるということは将来的には有り得る、そういうことも含みを持たせた話という風に理解しています。それからもう1点は、とにかくずっとこう見ますと、学校選択制はフリーに何でもできるという風なイメージなのですけども、条文の紹介があったように、基本的に保護者の方が意見を言える、教育行政を司る方はその意見を聞く、そのうえでやるんだということであって、全くフリーに言うことがきいてもらえるという風な一覧表の理解だと間違ってしまうのかなということで、その点のご確認を許可条件に関してこう思っておりますが。

事務局

グループによりましたら、今日ぐらいから指定校変更の議論に入るグループもあるとゆう風にもみておりますので、ファシリテーターの先生の方からも、いま一度ですね、この2つの制度がお互いにどういう関係にあるのか、ちょっと一覧表にしてほしいというお話もございましたので、整理をさせていただきました。

この本市の指定外就学の方はですね、項目は色々議論もしていただきましたが、制度的にはございますので、それをこのように提供させていただきました。それに対比する形で、選択制の方の項目をそれに当てはめております。今言いましたように、許可条件も含めまして、距離の問題も含めまして、グループの方で議論していただいておりますので、そういう意味で言いますと、この選択制の方はですね、これで固まっている分では当然ございませんし、このグループの中でですね、この許可条件だけに関わらず、色々変わってくるところがあるかと思います。今、委員からもありましたように、学校の方の受入れ枠の問題もございます。特段、こういうことはここには書いておりませんので、今後整理する中には、そういうことも含めてどうするのかという議論、今すでにしておりますけども、そういったことも整理していただかなければなりませんので、そういう意味でいきましたら、ここの中に抜けている点はあるかかと思っておりますけども、あくまでもこの2つの見た時に、この根拠法令も含めまして、どういう関係になっているのか、先ほど条文を読みましたが、指定外就学の方は、簡単に言いますと、就学通知書を送った後の保護者とのやりとり、選択制の場合は送る前のやりとりとでも大きく違いますし、異なっているところをわかりやすくするために整理をさせていただきましたので、若干資料不十分な点もございませうけども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ファシリテーター

他にもご質問ございませんでしょうか。

無いものと認めます。

それでは、検討用資料と合わせて、本日追加された資料も参考にしながら議論を再開してまいりたいと思います。

委員

少しすみません、よろしいでしょうか。

区長会を代表して出席しております。ご報告とお礼を3点ほどお時間の方、拝借いたします。

1点目は、資料3で代理の承認の方いただいて、ありがとうございます。新区長につきましては、局長より上であるということも含めて、教育委員会と言いますと、区担当理事という教育次長と同じような仕事をさせていただいており、より区長の範囲が広がりましたので、業務が繁忙でございますので、なかなか週1回程度で、大変熟議も大事なのですが、なかなか来られない場合もあるのではということで、代理のご承認をいただきまして、ありがとうございます。

2点目は、先ほどもございましたように、代表2名というのは、まだ区長会が昨日始まったところでございますので、組織体制も含めて誰が入るのか決めておりませんで、当面、私が従来のご経過もでございますので、入らせていただきます。ただし、私は昨日から東淀川区長で東淀川の区長として入らせていただきますので、よろしくお願いします。

3点目は、資料4-2でございますけれども、区を跨いでのご許可ということでございます。みなさま方も合区と言いますか、区の再編ということでこの間どうなるのかということで、第2回だったかに議論いただいて、私の方からは当面24区あるので、それでやらせていただきたいとお話させていただきました。昨日も新区長みんな集まりました中で、市長の方から、区割りやブロック案については、早く議論してほしいというお話がございまして、その中でも、やっぱりこの学校選択制、校区の問題の話が、一部出ました。出ました中にはやはり今現在でも区を跨いで校区もございまして、今現在は区を跨いではできない場合もある。それなら、こういう指定外就学の運用、弾力的な運用のことも議論すべきではないかというような話もございまして、この間、この熟議の中でもそういう話をいただいておりますので、同じような話が区長会でも出ておりましたということで、みなさま方へご報告と、それから、何回も申しあげておりますが、この熟議に関しましては、9月末を目途ということですので、区割り以外の話に関しましては、もう少し時間がかかりますので、この平行して議論というよりもまず、現行の24区の中での熟議の学校選択制なり、指定外就学の在りようを議論いただきまして、また、区割り案、ブロック案が決まりました段階、検討しました段階でまた、こういう問題も含めて、他にもたくさんございますので、そういう部分も検討してまいると。例えば、コミュニティバスというものも区内で基本的に走らせておりますけれども、この辺も議論してまいります。色んな課題が、ブロック化なり、いわゆる区の区域を変えるという話も色々ございますので、それはまた、平行して議論ということで、その辺も含めまして、昨日からもすでにそういう風に議論しておりますので、とりあえずご報告だけでございます。よろしくお願いいたします。

委員

すみません、今の報告について質問させていただきたいのですが、新しい公募区長と現在の学校制度との関わりについて、現在区長は学校運営に関して何ら関係を持っておられないというふうに思っているのですが、昨日正式に発令されました新しい区長は学校運営についてかなり責任を持った立場になったというふうに理解させていただいております。実は私どもは新しい区長から是非区民の方と、要するに学校と関わっている方、私の場合はPTAなんですけども、意見交換会をしたいという申し入れが昨日の段階でございまして、今までこういったことはほとんど、行政もあまりそういう必要性が無かったものですから、お話をさせていただくことは無かったんですけども、公募区長が来られて、教育委員会のほうと区長との立場っていうものがどういう形に関係が置かれているのかちょっとご説明をいただけますでしょうか。

事務局

昨日、公募区長が正式に着任しております。区長がいろいろ教育問題だけでなくさまざまな行政課題に幅広く関わっていくという意味で、昨日着任されました区長さんはですね、区長であると同時にいわゆるシティマネージャーという職を兼務をされると。そういう意味で、いろいろ交通の問題、防災の問題、いろいろな福祉の問題、いろいろな問題は各区の中で課題としてあるわけですけども、今までは区との関係がどうなのかということもあって、今後は区長さんがいろいろ幅広くそういう課題に関わっていくという意味で、シティマネージャーという職が設けられているんですけども。ただ教育委員会に関しましては、市長部局とは別組織になっておりますので、シティマネージャーとして関わっていただくというのはこれは組織的に非常に無理があるという意味がありまして、この間、教育委員会の中でもいろいろ議論をしましたが、昨日着任されました区長さんはですね、教育委員会の中では区担当理事を兼務していただくと。例えば金谷区長は東淀川区ですので、東淀川区の区担当理事と。まだお二人の方が9月着任となっていますけれども、最終的には24人の区担当理事が教育委員会の中に出来ると。組織的にはですね、2人教育委員も今日出席しておりますけども、やはり今後の重要な事項は教育委員会議の中ですべて議論をして方向性を全部決めていくと。その下に行政の責任者としての教育長がおります。その教育長のもとに区担当理事という、組織的にはそういう組織になっております。区担当理事の役目といたしまして、これまで従来の区長との関係で、例えばはぐくみのほうとか、何点かですね、区長に事務のほうを任せていることがございましたので、今回区担当理事の専決事項という形で、だいたい5項目か7項目、その専決事務という形に定めております。この熟議での学校選択制を含めた就学制度、あるいは学校の統廃合、それから中学校の給食問題を今議論しておりますけれども、この3項目に関しましては区長さんのほうにいろいろ意見集約をしていただくと。最終的にどうするかは、意見集約をしてもらったものを教育委員会議のほうに議案として諮っていただいて、それをどうするかは教育委員会議のほうで決めていくといったところの位置付けになっております。そういう意味で言いま

すと、今、項目は列挙しておりますけれども、今までとは違ったそういう位置付けはなかなか区長さんのほうにはしておりませんので。まず、区長によりましたら今の学校の状況、PTAも含めまして学校の管理職も含めまして、まず自分自身が理解をしたいと、状況を把握したいと。今まで区によりましたら普段から学校長といろんな意味では意見交換をしてきたんですけども、改めてそういう位置付けもされましたことから、意見交換をしたいといったところがありまして、今、ございましたように、区長によりましたら昨日早速そのようなお願いをされたのかと思いました。冒頭の挨拶で言うべきでしたけども、教育委員会でも区担当理事という位置付けをされておりますので、選択制に関しましても、区長という役割と一緒にですね、この問題に関しましては区担当理事という役割も含めまして今後いろいろと意見集約も含めましてやっていただこうかと考えております。

ファシリテーター

よろしいですか。

委員

再度補足をさせていただきます。学校活性化条例が成立いたしまして、これも議会のほうで修正がなされまして、それがまさに出ております区長さんの機能を生かそうという趣旨でございます。具体的には各校に学校協議会というのが出来るというシステムになりました。そのメンバーにつきましては教育委員会が決めるんですけども、校長先生のお話とともに、区長さんのご意見も聞いたうえでそのメンバーの方を選ぼうという形になっております。それがひとつ明文化された役割でございます。もうひとつはその学校協議会が適正に運営されるようにですね、教育委員会とともに運営を補佐しようというのが明文化されております。

ファシリテーター

はい、それでは、よろしいですか。A・B 両グループで学校選択制の制度内容について、また、指定外就学の基準拡大等について、両グループで議論をしていただきたいと存じます。なお、グループに分かれますが、それぞれのグループで出されたご意見につきましては、今回同様に、ファシリテーターと事務局で整理させていただき、その整理した内容を、次回、この席に集合した時点で、最初に提示させていただいて、委員全員で共有してまいりたいと考えております。本日も、この席に戻ることなく、A・B グループに分かれたままですべての形となります。

それでは、皆さん、A グループ、B グループに分かれて、活発な意見交換、議論を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。それでは移動してください。